

第4回こども家庭審議会 科学技術部会	資料2-2
令和5年12月7日	

こども家庭庁 こども家庭審議会 科学技術部会 ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会（第3回）
文部科学省 科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会 ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会（第3回）
合同開催

- 日時 令和5年9月4日（月） 16:00～18:00
- 場所 こども家庭庁成育局第一会議室（ハイブリッド開催）
- 出席者 阿久津委員、石原座長、井田委員、苛原委員、内田委員、大須賀委員、片桐委員、神里委員、久慈委員、高山委員、寺田委員、長嶋委員、西山委員、日山委員、藤田委員、山田委員
- 事務局 こども家庭庁成育局母子保健課：木庭課長、吉川推進官、上出課長補佐、井本課長補佐
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室：畑山安全対策官、市原室長補佐、榊原専門職、宮島専門職
- 議題 （1）委員会の合同開催について
（2）ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究の審査について
（3）その他
- 議事概要
 - ・ 委員の互選により、石原委員を本審査に係る合同開催時の座長とすることを決定した。
 - ・ こども家庭審議会科学技術部会ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会及び科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒト受精胚等を用いる研究に関する専門委員会を合同で開催する場合の取扱いについて（案）について、了承された。
 - ・ 申請のあった研究計画（資料5参照）について、申請者よりヒアリングを行い、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針への適合性の確認を行った。
 - ・ 研究計画に対して各委員より「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する指針」第2章第3に規定するヒト受精胚の作成制限、第4章第1の1に規定する研究機関の基準等並びに第4章第1の4、第2の3に規定する研究機関及び提供機関の倫理審査委員会についてなどの指摘事項があったため、審議を継続することとなった。

以上